

特定災害枠入学料免除申請要項

新潟大学

下記の災害（特定災害）により被害を受けた世帯の学生に対して、入学料免除（以下「特定災害枠入学料免除」という。）を行います。選考の上、入学料の半額または全額を免除することがあります。

1. 対象者

令和8年度に入学した本学学生（非正規学生を除く）のうち、以下の①及び②～⑤のいずれかに該当する者

- ① 以下のいずれかの災害により被害を受け、市町村等の発行する「罹災証明書」が提出できる者。
- ・ 東日本大震災
 - ・ 平成二十八年熊本地震
 - ・ 平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
 - ・ 平成三十年北海道胆振東部地震
 - ・ 令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
 - ・ 令和元年十月十一日から同月二十六日までの間の暴風雨及び豪雨による災害
 - ・ 令和六年能登半島地震
- ② ①の災害により、自身または主たる学資負担者の居宅または自営店舗が損壊する被害を受けた者。ただし、罹災証明書にて「半壊」以上の認定を受けた場合に限る。
※「準半壊、一部損壊」は対象になりません。
- ③ ①の災害により、主たる学資負担者が死亡した、または申請時点において行方不明である者。
- ④ ①の災害により、主たる学資負担者の勤務または自営する企業等が休廃業等となり、収入・所得が災害発生前を大きく下回った者。
- ⑤ ①の災害により、自身または主たる学資負担者の居住地が警戒区域または計画的避難区域に指定され、避難を余儀なくされた者。

2. 申請手続

特定災害枠入学料免除を申請する者は、入学料を納入せず、所定の期間内に申請手続を不足なく行ってください。申請手続を不足なく行うことにより、免除結果が確定するまでの期間、入学料の徴収が猶予されます。

必要書類は、「入学手続時」と「入学手続後」の2回に分けて、本学に提出する必要があります。「令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）」の申請予定の有無によって、提出書類の内容や提出時期等が異なりますので、下記及び入学手続案内を確認の上、必要書類の準備、提出をしてください。

①「入学手続時」提出書類

1	入学料免除申請書〔特定災害枠用：別記様式第1号〕
2	入学料免除提出書類確認票〔令和8年4月入学者用（特定災害枠）〕
3	罹災証明書の写

【提出期間】入学手続期間内に限る。

【提出方法】その他の入学手続書類に同封して提出してください。

※「令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）」の申請予定有無に関わらず、本学独自の制度による特定災害枠入学料免除への申請を希望する者、全員必須の提出必要書類です。

※入学手続期間は、入試形態等により異なりますので、入学手続案内で確認してください。

②「入学手続後」提出書類

《令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）の申請予定がない場合》

1	家庭調書
2	別紙「入学料免除申請必要書類一覧」に記載のある各種証明書類

【提出期限】令和8年4月3日（金）まで

【提出方法】「6. 問い合わせ先」まで郵送（記録の残る方法（簡易書留、レターパック等））により提出してください。

封筒には、「入学料免除申請書類在中」と赤字で記入してください。

※上記提出書類は、本学ホームページよりダウンロード及び印刷してください。

「特定災害枠入学料免除申請必要書類一覧」を含む入学料免除申請に係る案内及び様式（「入学料免除申請書〔特定災害枠用：別記様式第1号〕」及び「入学料免除提出書類確認票」を除く）は、令和8年3月中旬を目途に本学ホームページに掲載予定です。

《令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）の申請予定がある場合》

特定災害枠入学料免除と併せて、令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）に申請予定である場合、特定災害枠入学料免除の申請手続における『「入学手続後」提出書類』（家庭調書等）の提出を省略することができますが、令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）申請手続（エントリー、申請情報入力、申請書類の提出）を所定の期間内に不足なく完了する必要があります。

詳細については、本学ホームページ掲載の「授業料免除及び徴収猶予制度」を必ず確認してください。

「令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）申請必要書類一覧」を含む、令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）申請に係る案内及び必要書類様式は、令和8年3月中旬を目途に本学ホームページに掲載予定です。

掲載場所：本学ホームページ＞学生生活・就職＞学費・経済支援制度＞学費＞授業料免除及び徴収猶予制度＞【令和8年度前期分】特定災害枠授業料免除申請要項



<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/tuition-exception/>

3. 入学料の免除の額

『1. 対象者』の要件を満たす限りにおいて**半額免除**とします。家計基準に照らし、全額免除相当となる場合は、全額免除が適用されます。

4. 結果通知

免除等の結果は、令和8年8月中旬頃に通知する予定です（学務情報システム連絡通知により通知）。不採用または半額免除の場合は、その旨を告知された日から起算して30日以内に、指定された金額の入学料を納入していただきます。

期限までに納入しない場合は、本学学則の規定により除籍となりますので、本学からの判定結果と入学料納入に係る通知の内容に従って、対応をしてください。

5. 留意事項

(1)	学部学生（私費外国人留学生を除く）で、高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）に申請した者（日本学生支援機構給付奨学金に申請した者）	・新制度の採用により、入学料の免除が【全額免除（第Ⅰ区分、多子世帯等）】に決定している者は特定災害枠入学料免除に申請することはできません。 ・新制度の採用により、入学料の免除が【2/3 免除（第Ⅱ区分）】または【1/3 免除（第Ⅲ区分）】に決定している者、または新制度に申請中で採用が決定していない者は申請可能です（特定災害枠入学料免除と新制度とを比較して免除額が高い方の結果を適用）。ただし、新制度に申請中の者が入学料について【全額免除（第Ⅰ区分、多子世帯等）】の決定を受けた場合は、特定災害枠入学料免除を受けることができません。
(2)	学部学生（私費外国人留学生を除く）で、申請から書類提出期間満了までの間に、新制度の採用により、入学料の免除が【2/3 免除（第Ⅱ区分）】または【1/3 免除（第Ⅲ区分）】に決定し、入学料の納入について通知を受けた者	通知の内容のとおり入学料を納入してください。特定災害枠入学料免除の結果が新制度による入学料免除の結果を上回った場合は、その差額分を還付（返金）します。
(3)	(1)(2)以外の者で、入学手続時に入学料免除・徴収猶予申請を行い入学料未納の者	特定災害枠入学料免除の対象者の要件を満たす場合は、改めて申請を行うことができます。ただし、申請書類を確認した結果、特定災害枠入学料免除の対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、通常の入學料免除・徴収猶予の申請者として取り扱います。
(4)	申請書類受理後、記載内容や添付書類の内容についての確認のため、大学から連絡することがありますので、自身で罹災状況等をよく把握しておいてください。また、書類の追加提出を求めることがあります。電話やメールで連絡を受けた場合は指示に従ってください。	

(5)	「令和8年度前期分授業料免除（特定災害枠）」に申請する場合は、「特定災害枠入学料免除」の申請必要書類を一部省略することができます。
-----	--

6. 問い合わせ先

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町 8050 番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階学生支援課1番窓口）

電話：025-262-6089 E-mail：menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

電話及び窓口対応時間：8時30分～17時15分（平日のみ）



本学ホームページにも入学料免除及び徴収猶予関係情報を掲載しています。

<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/admission-exception/>